

平成12年3月措置結果

行政監査の結果に係る措置

平成11年6月14日付け公表分に係る措置

生活文化部関係

県立尼崎青少年創造劇場

1 利用者の安全確保について

停電時の非常用照明装置の電源としての役割を果たす蓄電池の劣化が進んでいたことについては、利用者の安全確保を図る観点から、平成11年3月29日に更新した。

2 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、より多くの県民への情報提供を行うため、平成11年4月に施設の管理運営団体のホームページ上の施設情報に尼崎青少年創造劇場の公演情報を登載した。

県立東はりま青少年館

1 いこいのベンチの維持管理について

南側駐車場に設置され、老朽化の激しかったベンチについては、損傷が激しく修理も難しかったため撤去し、代わりにこれまで利用者が少なかったプール棟西のベンチを南側駐車場に平成10年12月に移動させた。

2 有料施設の利用状況について

平成9年度の利用者数が5年度に比べ13.0%減少し、10年度においても利用者数の減少が続いていることについては、学校、公的施設へのパンフレット送付によるPR範囲の拡大、企業健康保険組合の利用拡大を図るなど広報のさらなる強化を行った結果、11年度の利用者数は12年2月末現在で前年度同期比107.7%と増加している。

県立西はりま青少年館

1 施設の有効活用について

利用者数の減少等による経営悪化により、開設3年目の昭和61年に閉鎖された厨房について、以後本来の用途に供されていないことについては、今後、施設の大規模改修を行う場合に利用者ニーズを踏まえたものになるよう検討する。

2 使用料の徴収について

施設の管理運営団体が、条例及び規則に定めのない使用料を独自に利用者から徴収していたことについては、管理運営団体に対し、当該取扱いを廃止するよう指導を行い、平成10年7月から徴収していない。

3 消防法に基づく訓練の実施について

消防訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成10年7月29日及び11月6日、11年度は11年7月1日及び11月25日に実施した。

健康福祉部関係

県立こどもの館

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

(1) 身体障害者用駐車スペースの幅員が基準(350cm以上)を満たしていなかったことについては、白線の引き直しによる改善を平成10年12月28日に行った。

(2) 車椅子で移動するためのスロープが設置されていなかったことについては、工作館駐車場から車椅子利用者が自力自走できるスロープの設置工事を平成11年11月24日に着工し、12年3月25日完成予定である。

2 消防法に基づく訓練の実施について

通報訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成11年3月25日、11年度は12年2月24日に実施した。

兵庫県勤労身体障害者体育館

消防法に基づく訓練の実施について

消火訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成11年1月22日及び3月25日、11年度は11年9月30日に1回目を実施し、12年3月9日に2回目を予定している。

県立健康センター

1 回数券の有効期間について

平成11年4月1日から有効期間を1年間とした。

2 施設の休業日について

平成12年度以降、定休日が祝日法に定める休日に重なる場合、当日は開業し、翌日を休業にするよう管理規則を改正する予定である。

3 消防法に基づく訓練の実施について

消火訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成11年2月2日、11年度は11年12月28日に1回目を実施し、12年3月28日に2回目を予定している。

労働部関係

県立丹波年輪の里

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年4月までに確保した。

2 有料施設の利用状況について

(1) 利用者数が減少していることについては、新クラフトメニューの作成(初心者向け)、雑貨工房の開催、スケッチの基礎を学ぶ絵画サークル活動支援(経験者向け)、D I Yセミナー(フラワーガーデン)の開催等新規事業の積極的な展開、インターネットの充実やダイレクトメールの発送によるPRにより利用促進に努める。

(2) アトリエ、会議室及び研修室の利用率が平成9年度において10%未満となっていたことについては、10年度のアトリエの利用率は3%、会議室・研修室の利用率は2.5%であったが、上記のような新規事業やPRを行い、12年2月末現在でアトリエの利用率は9%、会議室・研修室の利用率は7%になった。

引き続き利用促進を図るため事業を行う。

県立淡路香りの公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年4月までに確保した。

2 いこいのベンチの維持管理について

破損しているベンチが見られるなど、維持管理が十分に行われていないことについては、破損の著しいベンチを更新した。

県立淡路ふれあい公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年7月までに確保した。

2 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、労働部のホームページで対応（平成12年3月開設予定）する。

県立東はりま水辺の里公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

(1) 施設の出入口の有効幅員が基準（車椅子利用の場合120cm以上）を満たしていなかったことについては、平成12年3月に出入口付近の改修にあわせ拡幅工事を行う。

(2) 身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年4月までに確保した。

2 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、労働部のホームページで対応（平成12年3月開設予定）する。

県立淡路勤労センター

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年7月までに確保した。

2 いこいのベンチの維持管理について

破損しているベンチが見られるなど、維持管理が十分に行われていないことについては、破損状態の著しいベンチ数台の更新を予定している。

3 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、労働部のホームページで対応（平成12年3月開設予定）する。

県立丹波総合スポーツセンター

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースの幅員が基準（350cm以上）を満たしていなかったことについては、平成11年7月までに確保した。

2 いこいのベンチの維持管理について

破損しているベンチが見られるなど、維持管理が十分に行われていないことについては、ベンチ数台を補修したが、破損の著しいベンチ数台は更新を予定している。

3 施設の有効活用について

厨房、サウナ室が開設後間もない時期から、本来の用途に供されなくなっていることについては、今後、施設の大規模改修を行う場合に利用者ニーズを踏まえたものになるよう検討する。

4 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、労働部のホームページで対応（平成12年3月開設予定）する。

5 消防法に基づく訓練の実施について

消防訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成10年6月19日及び11年1月29日、11年度は11年11月16日に1回目を実施し、12年3月14日に2回目を予定している。

県立但馬全天候運動場

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

(1) 身体障害者用駐車スペースの幅員が基準（350cm以上）を満たしていなかったことは、平成11年12月までに確保した。

(2) 車椅子で利用できるトイレの出入口の有効幅員が基準（85cm以上）を満たしていなかったことについては、施設の大規模改修を伴うため、今後、大規模改修を行う場合に検討する。

2 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、平成11年11月にホームページを開設した。今後さらに充実した内容に更新していく。

3 消防法に基づく訓練の実施について

消防訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成11年3月30日に実施し、11年度は12年3月9日及び3月24日に予定している。

農林水産部関係

兵庫県フローワーセンター

1 有料施設の利用状況について

平成9年度の利用者数が5年度に比べ12.3%減少し、10年度においても利用者数の減少が続いていることについては、旅行業者への営業活動の強化、レストハウス「フルーリ」を活用したイベントの充実、催し物チラシの配布、ホームページによる広報活動の強化等を実施した。

2 消防法に基づく訓練の実施について

消防訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成11年2月17日、11年度は11年12月15日に1回目を実施し、12年3月14日に2回目を予定している。

兵庫県淡路ファームパーク

消防法に基づく訓練の実施について

避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、平成11年7月14日に1回目を実施し、12年3月8日に2回目を予定している。

県立三木山森林公園

福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

- (1) 施設の出入口の有効幅員が基準(車椅子の場合120cm以上)を満たしていなかったことについては、平成11年3月30日、入口ゲートの自転車・バイク等の進入杭を撤去し、幅員を改善した。
- (2) 身体障害者用駐車スペースの幅員が基準(350cm以上)を満たしていなかったことについては、平成11年3月30日、駐車スペースのレイアウト変更により、幅員を改善した。
- (3) 車椅子で利用できるトイレの出入口の有効幅員が基準(85cm以上)を満たしていなかったこと(クラフト館)については、平成11年3月30日、改修工事を実施し、幅員を改善した。

まちづくり部関係

県立明石公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

車椅子で利用できるトイレが設置されていなかったこと(陸上競技場男子トイレ)については、平成11年11月16日に工事着工し、12年3月24日に完成予定である。

2 利用者ニーズに対応した施設整備について

- (1) 更衣室に付随するシャワー設備が温水対応となっていなかったこと(スポーツ施設)については、利用状況を考慮した上で改善を検討中である。
- (2) 更衣用ロッカーが設置されていなかったこと(スポーツ施設)については、設備改善を検討中である。

3 有料施設の利用状況について

利用者数が減少していることについては、平成9年度及び10年度においては、①陸上競技場の走路改修工事のため利用を休止したこと、②震災のため施設の一部が破損したこと、③近隣に新しい施設が設置されたこと等により、利用者離れがあったものと思われる。施設のリニューアルに取り組むとともに、テニス教室の開設、接客マナーの向上にも努めている。

4 使用料の還付方式について

施設管理運営団体に平成11年6月1日から、還付事務を委託した。

5 消防法に基づく訓練の実施について

消火訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成10年4月16日、11年度は11年7月9日に1回目を実施し、12年3月8日に2回目を予定している。

県立甲山森林公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年3月に確保した。

2 いこいのベンチの維持管理について

破損している全てのベンチについて、平成11年3月30日までに補修を行った。

県立播磨中央公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

車椅子で利用できるトイレが設置されていなかったこと（テニスコートクラブハウス内）については、大規模な改修工事が必要なため、今後、大規模改修を行う場合に検討する。

2 利用者ニーズに対応した施設整備について

更衣室に付随するシャワー設備が温水対応となっていなかったこと（スポーツ施設）については、設備改善を検討中である。

3 いこいのベンチの維持管理について

破損している全てのベンチについて、平成12年3月末までに補修を完了させる予定である。

4 有料施設の利用状況について

利用率が低調な施設（野外ステージ）については、県内、県外の小中学校2,392校にパンフレットを配布したり、ゴールデンウィーク期間中イベントを開催するなど、利用の向上に努めている。

5 使用料の還付方式について

施設管理運営団体に平成11年6月1日から、還付事務を委託した。

6 消防法に基づく訓練の実施について

避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、10年度は平成10年11月2日及び11年3月3日、11年度は11年11月22日に1回目を実施し、12年3月6日に2回目を予定している。

県立西猪名公園

1 利用者ニーズに対応した施設整備について

更衣室に付随するシャワー設備が温水対応となっていなかったこと（スポーツ施設）については、平成11年3月30日に温水化工事が完了した。

2 使用料の還付方式について

施設管理運営団体に平成11年6月1日から、還付事務を委託した。

県立赤穂海浜公園

1 福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

施設の出入口の有効幅員が基準（車椅子利用の場合120cm以上）を満たしていなかったことについては、出入口の太陽の門、風の門両方とも、平成11年6月30日までに改善した。

2 施設の有効活用について

塩の国体験管理棟更衣室に機械や物品を保管しており、本来の利用と異なる利用をしていたことについては、直ちに物を排除し、製塩の模擬作業を行う本格的な体験学習（塩田作業）のための更衣室として利用している。

3 使用料の還付方式について

施設管理運営団体に平成11年6月1日から、還付事務を委託した。

教育委員会関係

播磨大中古代の村

1 いこいのベンチの維持管理について

破損しているベンチが見られるなど、維持管理が十分に行われていないことについては、管理運営経費の中から部品を購入し、破損個所の補修を行った。

2 新たなPR方法について

インターネットを活用したPRが行われていなかったことについては、県内の生涯学習情報を幅広く提供する生活文化部の「ひょうごインターネットキャンパス」に播磨大中古代の村のホームページを開設した。

さらに、社会教育・文化財課のホームページにリンクをはかり、よりPRの充実に努めた。

県立歴史博物館

施設の収蔵スペースについて

資料に応じた保管方法で分類を行い、空調設備が必要な資料を集めて保管するなど保管方法の工夫を行うとともに県有施設の空スペースの確保等について総合的に検討している。

昆 虫 館

1 施設のあり方について

施設運営のあり方については、南光町への移管及び施設の廃止を含めて、現在検討中である。

2 新たな P R 方法について

インターネットを活用した P R が行われていなかったことについては、体育保健課のホームページ内に昆虫館のホームページの開設を検討中である。

県立海洋体育馆

1 使用料の徴収について

施設の管理運営団体が、条例及び規則に定めのない使用料を独自に利用者から徴収していたことについては、平成10年度末をもってロッカーをコイン返却式のものに改修し、使用料を徴収しないこととした。

2 消防法に基づく訓練の実施について

消防訓練、通報訓練及び避難訓練を平成9年度に実施していなかったことについては、平成11年6月22日及び11月10日に実施した。

県立円山川公苑

福祉のまちづくり条例に沿った施設整備について

身体障害者用駐車スペースが確保されていなかったことについては、平成11年6月に身体障害者用駐車スペースを基準に沿うよう改善した。